保発 0205 第 2 号 平成 30 年 2 月 5 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長 (公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の 算定等に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

## 1. 減算対象保険者の基準の改正(省令の一部改正)について

本日、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第12号)が公布され、平成30年4月1日から施行されます。

この改正により、平成28年度の後期高齢者支援金における減算対象者の基準(調整済実施係数)を百分の七十四以上であることと定めましたので、その旨御了知いただきますようお願い申し上げます。

なお、減算の対象となる保険者(市町村を含む)や保険者団体等の関係団体 には、別途、周知している旨申し添えます。

## 2. 通知の一部改正について

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施については、「後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施について」(平成25年4月1日付け保発0401第10号厚生労働省保険局長通知)によりご対応いただいているところですが、上記1の改正に伴い、当該通知を別添のとおり改正し平成30年4月1日から施行しますので、御了知いただきますようお願い申し上げます。

## ○ 後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施について

(平成25年4月1日付け保発0401第10号厚生労働省保険局長通知)

改正後 (新)	改正前(旧)
保発 0401 第 10 号	保発 0401 第 10 号
平成 25 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
一部改正 平成 28 年 1 月 19 日保発 0119 第 4 号	一部改正 平成 28 年 1 月 19 日保発 0119 第 4 号
一部改正 平成 28 年 12 月 20 日保発 1220 第 6 号	一部改正 平成 28 年 12 月 20 日保発 1220 第 6 号
<u>一部改正</u> <u>平成 30 年 2 月 5 日保発 0205 第 2 号</u>	
都道府県知事 殿	都道府県知事 殿
厚生労働省保険局長	厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)	(公 印 省 略)
後期高齢者支援金の加算 ・ 減算制度の実施について	後期高齢者支援金の加算 ・ 減算制度の実施について
(略)	(略)
記	記
第一 (略)	第一 (略)
第二 (略)	第二 (略)
1 (略)	1 (略)
2 加算対象保険者の基準について	2 加算対象保険者の基準について

(略)

- (1) (略)
- (2) (略)

ア (略)

(ア) 実施体制告示一のイに掲げる場合

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 17 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準(平成25 年厚生労働省告示第 93 号。以下「実施基準」という。)を満たしていることを示す書類

- (例) 実施基準第1の5(5)及び第2の5(7)に基づき、当該規 定に定められた事項を公表していたことを示す書類
- 3 減算対象保険者の基準について

第二の1(2)に規定する減算対象保険者とは、前年度における調整後特定健康診査実施率に前年度における調整後特定保健指導実施率を乗じて得た数が<u>厚生労働省令(※)で定める数</u>以上であるという基準に該当する保険者とする。

調整後特定健康診査実施率及び調整後特定保健指導実施率は、それぞれ下記(1)及び(2)のとおり算出することとする。

※高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付 金等の額の算定等に関する省令 (平成 19年厚生労働省令第 140 号)

(1) • (2) (略)

4 (略)

(略)

- (1) (略)
- (2) (略)

ア (略)

(ア) 実施体制告示一のイに掲げる場合

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 17 条の 規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健 指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準(平成 25 年厚生労働省告示第 93 号。以下「実施基準」という。)を満 たしていることを示す書類

- (例) 実施基準第1の5(5)及び第2の5(6)に基づき、当該規 定に定められた事項を公表していたことを示す書類
- 3 減算対象保険者の基準について

第二の1(2)に規定する減算対象保険者とは、前年度における調整後特定健康診査実施率に前年度における調整後特定保健指導実施率を乗じて得た数が百分の六十九以上であるという基準に該当する保険者とする。

調整後特定健康診査実施率及び調整後特定保健指導実施率は、それぞれ下記(1)及び(2)のとおり算出することとする。

(1) • (2) (略)

4 (略)

5 特定健康診査等の実施率について (略)

(1) 特定健康診査の実施率

(略)

ア 特定健康診査受診者数

「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成30年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」 (平成29年10月30日付け保発1030第8号厚生労働省保険局長通知。以下「結果通知」という。)第1の二の2(1)の特定健診情報ファイルに基づき算出した結果通知第2の二の1(4)の特定健康診査受診者数とする。

イ (略)

(2) 特定保健指導の実施率

(略)

ア 特定保健指導の終了者

結果通知第1の二の2(2)の特定保健指導情報ファイルに基づき<u>算</u>出した結果通知第2の二の7(20)の特定保健指導の終了者数(小計)とする。

イ 特定保健指導の対象者数

結果通知第1の二の2(2)の特定保健指導情報ファイルに基づき<u>算</u>出した結果通知第2の二の7(19)の特定保健指導の対象者数(小計)とする。

5 特定健康診査等の実施率について (略)

(1) 特定健康診査の実施率 (略)

ア 特定健康診査受診者数

「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成 25 年度以降に実施した特定健康診査等に基づく特定保健指導の実施状況に関する結果について」(平成 25 年 3 月 29 日付け保発 0329 第 17 号厚生労働省保険局長通知。以下「結果通知」という。)第1の二の2(1)の特定健診情報ファイルに基づき算出した結果通知第2の二の1(4)の特定健康診査受診者数とする。

イ (略)

(2) 特定保健指導の実施率

(略)

ア 特定保健指導の終了者

結果通知第1の二の2(2)の特定保健指導情報ファイルに基づき、 結果通知第2の二の7(6)の特定保健指導(積極的支援)の終了者数 に、同(13)の特定保健指導(動機付け支援)の終了者数を加えて算 出した数とする。

イ 特定保健指導の対象者数

結果通知第1の二の2(2)の特定保健指導情報ファイルに基づき、 結果通知第2の二の7(1)の特定保健指導(積極的支援)の対象者数 に同(8)の特定保健指導(動機付け支援)の対象者数を加えて算出し た数とする。